

令和6年度第2回岐阜県障害者施策推進協議会 議事概要

1 日 時 令和7年2月19日(水) 14:00~16:00

2 場 所 岐阜県庁議会棟第1会議室

3 出席者 委員15名、オブザーバー1名、事務局14名(別紙参照)

4 議 題

令和7年度障がい福祉関連の主要事業について(案)

5 報 告

- (1) 旧優生保護法補償金等支給制度に係る周知依頼について
- (2) 障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた行動計画について

6 議事要旨(○印:委員、●印:事務局)

- 資料の施策に関する見出しの中で、「発達障がい」が大きな項目になっているが、発達障がいに関しては、ASDとADHDのほか、知的障がいや吃音など様々な種類がある。障がいの種別に応じて、適切な配慮を行うことが重要であることから、事業の実施に当たっては、様々な視点が必要な点を考慮していただきたい。
- 資料に記載の発達障がいに関する様々な事業については、従来の事業名で記載されている。実情としては、強度行動障がいなどで、発達障がいと知的障がいが併発し行動障がい起きる、といったことが顕在化していることから、障がいの特性に応じて事業を進めていきたいと考えている。
- 去年の「清流の国ぎふ」文化祭2024では、どんな人でも参加できることを期待していたが、実際は、参加できなかった障がい者がいた。説明いただいた形で事業が充実していくと、誰一人取り残されない本当の共生社会に繋がっていく。
- p14「障害福祉人材確保・職場環境改善等事業費補助金」の対象事業者について、これまではサービス種別や運営法人など補助対象が限定されていたが、地域の社会資源を確保、維持するために対象範囲を拡大してほしい。

資料2-2「障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた行動計画」において、今後の取り組むべき施策として、学校教育等における取組みが記載されている。今後、通常学校の生徒や保護者の方に障がいのある方のことを理解してもらうことが、将来のインクルーシブ社会の構築のために重要であると考えているが、これは、来年度の事業内容に反映されているか。

- 「障害福祉人材確保・職場環境改善等事業費補助金」については、相談支援事業所以外はすべて対象となっている。

資料2-2の行動計画については、昨年12月、国が策定した行動計画であり、本計画に基づき国が次期障害者基本計画などに反映し、取り組みを進めていくことから、来年度の県の施策には反映されていないが、参考として報告させていただくものである。

- 多岐にわたる分野において予算を確保していただきありがたい。拡充事業として、医療的ケアが必要な児童に対する校外学習や通学への支援について説明いただいたが、連合会の会議の中でも多くの声が上がったため、今後、ぜひ進めていただきたい。
- p7において、福祉避難所における福祉用具購入経費に対する補助の説明があったが、災害対策については、各自治体における福祉避難所の施設の整備や、ホームページに公表している福祉避難所の情報の更新など、福祉避難所の全体的な整備促進について充実させていただきたい。
- パラスポーツの充実で、様々な事業が掲載されているが、障がい者が学校以外で障がい者の交流の場を創出するため、保護者が任意にサークルなどを作って活動をするような場合、そういった活動に対する補助があるといいと思う。もし既存の事業でないようであれば、今後検討していただきたい。
- 福祉友愛プールは、着替えるためのスペースの確保など障がい者に配慮されているが、遠方の方は利用しづらい。各自治体にあるプールでも障がい者が利用しやすいように、更衣室等の配慮のほか、障がい者のみを使用する時間を設けたり、プールに付き添って入れる方について支援するなど、障がい者が利用しやすい環境を整備してほしい。過去には、特別支援学校の先生が障がい者に付き添ってプールに入ってくれたというような事例があった。

- 福祉友愛プールについては、障がいのある方が気兼ねなく使っていただくことを目的としており、非常に多くの方に利用していただいている。今後も、障がいのある方が利用しやすいよう館内での周知等により、適切な利用を促進していく。様々な活動に対する補助金については、今後の検討課題にさせていただく。
- 現在、地域の学校においては、部活動の地域移行が進んでいると思うが、今後、障がい者の部活動の方向性についても検討していただきたい。
- ケアラー支援について、ケアラーの方が困難を抱えた場合は当然支援することになるが、大切なのは、ケアラーに対する理解を深め、社会全体でケアラーを支えていく、そういった意識を醸成し、困難を抱えるケアラーを解消することではないか。
- 資料の中に「インクルーシブ」という言葉が出てくるが、特別支援学校と言われている「特別」という言葉と「インクルーシブ」という言葉は、逆の意味であり違和感がある。県では、どのように考え、進めていく予定なのか。
- 災害対策について、能登半島地震の際には、福祉避難所に指定されている社会福祉施設の被災や、社会福祉施設に避難しても、支援する人がいなかったというケースがあった。また、施設そのものが被災したというケースもあった。備品の整備はもちろんだが、支援する人材の確保など課題は多いことから、今後も連携して進めていただきたい。
- ケアラー支援については、家族の中にケアが必要な方がいる場合、家族のことは家族で、といった考えがまだあることから、困ったときは誰かの助けを求めていることや、早い段階で相談やサービスにつながるよう啓発するほか、ビジネスケアラーと言われる方が離職しなくていように、事業者の方への啓発も実施する予定としている。
- 特別支援学校の「特別」という言葉は、もともと特殊教育といって心身に障がいのある児童を対象とした教育であったのだが、平成19年から、全ての学校で学んでいる児童のうち、支援が必要な全ての児童に対して、支援を行うこととした「特別支援教育」の考え方が元となっており、対象となる児童は非常に増えている。また、インクルーシブ教育を目指していく中で、すべてをまとめて、みんなが一緒にあれば、インクルーシブ教育なのかということ、現状はまだ難しい。インクルーシブ教育を進めていくために、それぞれの状態に合わせた配慮、支援が必要であり、加えて、環境整備も必要であるという部分で特別支援学校、特別支援教育というも

のが機能している。

また、資料においても、交流籍について触れているが、特別支援学校に通っている児童も、地域の小中学校に、交流籍があり、地域の学校と交流をするという取り組みを継続して実施している。交流については、お手紙や通信のやりとり、実際に学校に行って交流活動を実施しているケースもあるため、過去の好事例等を学校に周知して、より交流の輪を広げていく。

- 災害時の施設入所者の方や要配慮者への支援については、支援を行う人材や受け入れる側の体制の整備も重要である。能登半島地震においては、各施設や全国組織からの協力や医療従事者の派遣のほか、各施設、団体から協力いただいたDWATも本格的に活動している。今後もこういった取り組みを継続するとともに、県としても保健、医療、福祉の総合的な調整をする体制を作り、関係施設、団体の方と連携して取り組んでいく必要があるため、ご協力をお願いしたい。

また南海トラフ地震については、想定される被害が非常に広域、甚大になると言われており、県でも、来年度以降、南海トラフ地震の被害想定を見直す予定としている。県としては、県外からの避難の受け入れ等も想定し、必要な対策を検討していく予定としているため、十分連携しながら進めていきたい。

- p1「障がい者の人権尊重と心のバリアフリーの推進」に関連するが、資料2-2に記載のある「学校教育における、心のバリアフリーノートの活用、周知」について、小学校高学年以降の心のバリアフリーの推進は非常に重要と思われるが、どのように活用し、効果が出ているのか。

- 本日は担当課が不在のため担当課に共有し、小学校高学年についての普及、促進などについて、担当課に伝えさせていただく。

- ケアラー支援について、県議会厚生環境委員会から、国へ意見書を提出する予定としている。全ての世代のケアラーの方を社会全体で支援する仕組みを構築するため、4つの項目を上程する予定だが、特に、介護保険法や、障害者総合支援法などケアラーの存在が想定される法律について、ケアラー支援の視点を取り入れた見直しを行うなど、ケアラーの支援を拡充する法律制度を検討していただきたいということを、特に重点を置いて意見書を提出したいと考えている。

- p19「強度行動障がい在宅医療福祉連携体制支援事業」に記載のある「福祉拠点」では具体的にどういった支援を行っているのか。現在、強度行動障がいの方は短期入所や入所施設が遠方にしかないため、利用しにくい状況にある。また

強度行動障がいの方が利用できる短期入所等の施設の整備状況について伺いたい。

- 「強度行動障がい在宅医療福祉連携体制支援事業」は、在宅で生活される強度行動障がいの方を支援されるご家族が休息し、その後、自宅での支援体制を整えるために、一旦医療拠点に入院していただく事業である。そのため、福祉拠点については、在宅生活を続けるための調整やコーディネートを行っている。

強度行動障がいの方の入所等については、ひまわりの丘での専用棟による受け入れのほか、受け入れ施設を増やすため、人材育成等の研修を実施している。まだまだ課題は多いが、今後も専門的な人材育成等を継続的に実施し、受け入れができる環境を整備していきたいと考えている。

- 強度行動障がいの方の中には、病院が苦手な方も多いことから、施設での対応は非常に重要となる。
- 強度行動障がいの支援については、児童精神科医など専門家による支援が必要。また、親も学校、事業所など連携した支援ができるよう、関係性を構築する必要がある。県では発達障害者支援センターが重要な役割を担うことになるが、県民手帳に掲載されている相談先一覧の機関には記載がないことから、広く周知してほしい。
- 高等学校においても、必要な支援が得られず困っている生徒がいると聞いている。心のバリアフリーの話もあったが、学校の教員にも障がいの特性に合わせた適切な配慮をお願いしたい。
- 強度行動障がいに限らず、障がいのある方は、入院などを含めた医療機関での治療が非常に難しいことから、今後医療と福祉の連携を進めていただきたい。
- p20、「要電源在宅重度障がい児者災害時等非常用電源整備事業費補助金」について、市町村によって解釈の仕方に相違がある。また、医療的ケアが多岐にわたっている中で、電源が必要な機器もさまざまである。必要とする全ての人に行き渡るように、各市町村に働きかけていただきたい。
- 長良医療センターに入所中の方や入所されてくる方々については、高齢化と重症化が進んでいる。本年4月より水痘ワクチンの予防接種が定期化されるにあたり、入所されている方に、予防接種を促すために準備を進めているが、ワクチンの

価格、補助等地域差がかなりあると聞いている。入所されている方がスムーズに打っていただけるよう、価格等の面において支援していただきたい。

- 「要電源在宅重度障がい児者災害時等非常用電源整備事業費補助金」については、要電源在宅重度障がい児者が、非常用電源装置等を購入した場合に助成する制度を市町村が実施する場合に、県から市町村に対し、この補助金により支援を実施している。現在、県の補助制度により、28 市町で制度が創設されているほか、市町村独自の補助制度もあり、県内 42 市町村のうち 36 市町で制度を創設していただいている。県としても、市町村の担当者会議等において、県内の他の市町村の情報共有を行っており、引き続き、取り組みを促していく。
- 水痘ワクチンについては、本年4月定期接種化され、市町村がワクチン接種を行うこととなる。県では、医師会など関係機関と連携し、普及啓発に努めていく。
- 昨年の「清流の国ぎふ文化祭」2024の開閉会式の際、会場が暗く、目の前の聴覚障がい者にしか手話が見えない状況や、手話通訳者と聴覚障がい者の間を複数の方が横切るといった状況があった。舞台配置の都合により、そういった環境になったと聞いたが、手話は見るものであることから、見やすい環境づくりを整備していただくとともに、引き続き手話に対する理解を啓発していただきたい。
- p9「雇用と就労の促進」について、就労移行支援や就労継続支援A型事業に関しては、雇用・就労分野において核となる重要な事業である。就労継続支援A型事業所に関しては、本年度の報酬改定により経営が圧迫され、閉鎖している事業所が全国的に多くなっている。その点を含め、県として配慮していただけたらと思う。
- p17「福祉人材」について、人材不足が深刻な中で、外国人介護人材は非常に貴重であるが、言葉や文化の違いなど課題も多い。来年度の人材育成にかかる事業において、外国人介護人材の活用や、支援等の実施予定があれば教えていただきたい。
- 就労継続支援A型事業所については、今年度の報酬改定によりスコア表の見直しが行われ、県内でも廃止された事業所があったが、廃止となった場合でも、全ての利用者の意向を確認し、新たな就労先や別サービスへの移行調整を行うよう指導している。一方で、国の補正予算で、就労継続支援A型事業所の、生産活動の経営改善等の支援にかかる事業も実施予定となっており、県でも実施を検討していく。

また外国人介護人材は、障がいの分野では身体障がいの一部の施設で就労されていると聞いているが、知的障がいの分野では進んでいない。介護の先進事例なども確認し、検討していく。

- 人材不足の課題についてもぜひ取り組んでいただきたい。
- 人材不足については深刻な問題で、新卒者の方はここ何年も採用されていない。また高齢化も進んでおり、早急に対処していただきたい。
- 旧優生保護法に基づく補償金等の支給については、関係施設、団体等に周知の協力をお願いしたい。そのほか、説明のあった行動計画について、お気づきの点があればご発言をお願いしたい。
- 旧優生保護法の関係は、補償金の支給を進めていくということであるが、旧優生保護法が廃止されるまでに長い時間を要したこと、被害にあわれたご本人が既に亡くなられている場合もあることから、社会全体の問題として捉え、深く反省する必要がある。たとえ補償金が支給されたとしても、被害者やそのご家族、周りで支援していた人の傷が癒えることはないということを後世に伝承していかなければならない。
- 本計画は国の行動計画であり、今後、次期の障害者基本計画などに反映され、地方公共団体において取り組むべき施策が整理されると思われる。国の動向を受け、県でも対応を行っていく。障がい者の方への理解促進や差別解消等の取り組みについては、現在も実施しているところであるが、これを機に改めて取り組みを強化していきたい。
- 説明のあった各事業に対して、障がい者団体がどう関わっていくかが重要。どのように協力して生かしていくかが団体の責務だと感じている。
- 行動計画のタイトルである、「障害者に対する偏見と差別」とは、障がいのない人が障がい者への偏見や差別をなくすという意味だと思うが、障がい者自身が心のバリアを作ってしまうことがある。偏見や差別をなくしていくために、様々な取り組みを進めていただくということだが、障がい者自身が心のバリアを取り除くことも必要ではないかと思う。行政だけでなく、私たち障がい者団体も一緒に取り組んでいくことで、共生社会を実現できたらと思う。

- まだ、ご意見があらうかと思うが、終了予定時間となったので、本日の議事はこれで終了とさせていただく。各委員の方のご意見、ご指摘を含め、事務局のほうで、今後の進め方の中に取り入れていただきたい。